

安平町議会
説明員の皆さま

新年おめでとうございます。
今年も宜しくお願い致します。

さて、昨年の12月議会におきまして、工藤（隆）、田村両議員から私に対する問責決議が出されました。目の前で行なわれた審議と議論からその内容はすでに承知しているものと思います。

私にとっては、議会開始10分前の突然の提案であったために、「問責決議案」そのものを読み終わることさえ出来ませんでした。
改めてその内容を吟味・検討してみますと、この「問責決議文」は、民主主義の基本理解において重大な錯誤があり、多くの点で牽強付会な結論付けがなされております。従って、「問責決議案」の議決は、議会制民主主義の基本をも蹂躪する内容となっております。

批判の具体的内容は、すでに私のHPに掲載してありますが、ここに改めて、説明員の皆さまに直接お送りして、「問責決議」がいかにかに正当性に欠けるものかを訴えたいと思います。

ここに私の意見（批判文）を別紙同封致します。

なお、この「問責決議」の提出者である工藤（隆）・田村両議員へ、問責決議の正当性に関する質問状を送りましたが、期限の12月27日を過ぎても回答を頂けませんでした。（事前に、口頭で、回答しない旨の直接の発言はありましたが）

ここに彼ら自らが、己の行なった行為の正当性を自分で説明する事すら出来ないという情けない実態を露呈しております。

仮にこの「問責決議」や行動が、誰かの指示や扇動によってなされたとしても、その責任の全ては、二人の議員自ら取るべきものです。

反論の文書が、少々長くなってしまいましたが、どうか時間を取って頂き、お読み頂くことを切にお願い致します。

2020/01/08
議員 吉岡 政昭